

『大つごもり』の「をどり」について

— 解説と考察 —

井 汲 明 夫

樋口一葉の『大つごもり』は、主人公峯が、伯父安兵衛の借金の利息と従弟の三乃助の正月の餅代、二圓の工面を受合ったことによる事件を中心として物語が展開されているのだが、安兵衛は己の借金について

「田町の高利かしより三月しばりとて十圓かりし、一圓五拾錢は天利とて手に入りしは八圓半、九月の末よりなれば此月は何うでも約束の期限なれど、……此月末に書かへを泣きつきて、をどりの一兩二分を此處に拂へば又三月の延期のべにはなる」⁽¹⁾

と語っている。「この月末」は、一八七三年から採用された太陽暦では十二月三十一日つまり「大つごもり」である。

以下ではこの小説で大つごもりの出来事の原因となった「をどりの一兩二分」について、考察を試みたい。なお本稿は、『大つごもり』の一般の読者に読まれることを想定しているので、金融に通じている人にはよく知られているような事柄についての解説にも紙幅を費やす。

この「をどり」については引用文中で述べられている他の事柄との関連を見ることによって初めてよく理解できる。文中で関連する事柄としては「三月しばり」「天

利」「書かへ」「一兩二分」などであろう。小学館の『全集 樋口一葉』^②の脚註でもこれらの語の説明に怠りはなく、それ自体としては決して誤ったものではないし、むしろ簡にして要を得ている。にも拘らず余りに簡潔すぎて事柄の内容が見えてこないのである。以下、これらの脚註に触れながら考察を進めて行こうと思う。

この小説が発表されたのは一八九四年、明治二十七年である。

一八七一年に制定された「新貨条例」^③は、法的には金本位制であり純金一・五グラムを一圓と制定し、一圓金貨には純金一・五グラムが含まれていた。^④しかし「貿易銀」と呼ばれた貿易決済用の一圓銀貨が発行され、^⑤対外的には東洋に多かった銀本位制の国にも対応していたので、^⑥事実上は金銀複本位制であったという見方もある。また一圓は百錢、一錢は十厘とされ、補助貨幣である額面一圓未満の銀貨や銅貨の他に、種々の不換紙幣の発行も行われていた。^⑦

他方で明治政府は、江戸時代に製造された兩、分、朱などの単位の金属貨幣の流通を、七四年まで認めていた。^⑧

一兩は四分、一分は四朱、従って一兩は十六朱と四進法である。この際、一圓金貨と、幕末期からの中心的金貨であった万延二分金二枚つまり一兩が、純金含有量としてはほぼ等しいことから、一兩を一圓と等価と定めた。^⑨

また政府は、慶応末期から明治初期にかけて、兩、分、朱の額面の太政官札、民部省札等の不換紙幣を発行しており、^⑩これらの一部は七八年まで流通していたのである。ところで金本位制は七六年には崩壊して事実上銀本位制となり、七八年に「貿易銀」の通用制限が撤廃され本位貨幣と同格となり、銀本位制が追認された。なお当時本位貨幣の流通は一般的ではなく、主として流通していたのは、不換銀行券を含む各種の紙幣と補助貨幣である。^⑪

このように明治初期の貨幣制度は相当に混乱していたのだが、兩系の額面の通貨と、圓系の額面の通貨とが実際に併用されていた時期があり、以後暫くの期間人々が双方の貨幣名を混用していたのは全く当然であり、二分は五拾錢であることは「新貨条例」にも明記されており、文中の一兩二分という表現はまさしく一圓五拾錢を表している。註には「江戸時代の貨幣単位でいった」とある

が、明治初期まで持ち越された公式の貨幣単位であり、単なる「庶民の実感」以上のもので、現代の人間が戯れに一圓を一兩というのは全く異なるのである。

小説の舞台となった時代を発表の時期とほぼ同時期と見れば、八二年の日本銀行の設立や八四年の兌換銀行券条例により紙幣価値の安定化が計られ、銀本位制の確立が計られていた時期であり、確証はないが峯が手を付けたのはこの時期に発行された「日本銀行兌換銀券」ではないかと思われる。これにも二種類あったが、八五（明治一八）年発行の旧兌換銀行券、いわゆる大黒札は紙質や印刷インキに問題があり痛み易かったので、武内宿禰の肖像が描かれた八九年発行の改造兌換銀行券の可能性が高いと思われる。

天利とは「天引きの利子。貸金から前もって天引きする利息」であり、貸手による利息の先取りなのであるが、しかしそれが実際に意味するところは、次に見るよう先取りそれ自体にあるのではない。伯父の安兵衛は三月しばり、つまり「三カ月後に返済の約束」の借金の天利として一圓五拾錢を天引きされたと述べている。「しば

り」とはいい得て妙であるが、この高利かしからの借金の利息は三月で一圓五拾錢なのだから、十圓に付き月五拾錢、つまり月五パーセントであるように見える。しかし後に見るように、それは正しくないというのが本論の主題なのだが、「五兩一分」といって五兩に付き月一分で三月しばりというのが当時の高利貸の標準的な利率であったようであり、一分は一圓の四分の一つまり二拾五錢であるから、十圓に付き月五拾錢となり、これは数値が計算しやすく説明に便利であるのと、仮にそうだとすると本文の内容と齟齬が生じてしまうことを明らかにするために、暫くは利息は十圓に付き月五拾錢と仮定して説明していく。因に安兵衛の住んでいた裏屋の家賃も月五拾錢である。

さて「大つごもり」には安兵衛は、田町の高利かしに、元金の十圓を返済しなければならぬ。実際に借りたのは天引き後の八圓半^⑩八圓五拾錢であるにもかかわらず、借用証書では十圓の借金とされているのだからそれだけを返済しなければならないのである。高利かしは実際には貸付日に八圓五拾錢を貸付ただけであって、天利を差

引いたといつても安兵衛からそれだけの利息を受取ったわけではない。つまりその時点では彼は安兵衛への貸付からの利益を得ていないのである。

安兵衛は満期日の大つごもりに、元金として十圓を返済しなければならぬのだが、実際に彼が借りたのは八圓五拾錢であつて、それに対する利息である一圓五拾錢を足してこの日に支拂うのである。合計十圓は形式的には元金であるが、実際には元利合計の金額なのである。

高利かしは、この時初めて一圓五拾錢の利息を受取ることになる。つまりこの場合は天引きとは形式で実際に利息を前取しているわけではなく、実際に徴収するのは満期日なのである。

現在でも天引は、手形割引を始めとした多くの貸付で採用されている方法であり、別段珍しいものではないが、何故そのような形式を採るのかといえば、天利は取扱い易く実務上の利点が多いからである。しかしなお天利を採用することによって、貸手は表面金利よりも高い実質金利を得ることができるといふことも大きな動機となっている。というのも、彼は八圓五拾錢の貸付につき

月五拾錢の利息を獲得できるのだから、実際の利率は約定の月五パーセントではなく、約五・九パーセント（年約七十・六パーセント）となるのである。

「をどり」についても脚註では「おどり歩。（借用証書の）書きかえの際は、返済期限の月の分の利息を二重に支払わねばならなかつた」とそれ自体は適切に説明されているが、何故二重に支拂わねばならないことになるのであろうか。この「月」を「日」と読み替えれば、これも「手形貸付」という貸付方法の場合、日本の金融機関で近年までは普通に行われていた習慣である。現在、利率は通常年利のパーセントで表示するが、一年未満の日数の利息は日割りで計算するのが普通である。

をどりの基本的原理を日割の利息で説明すればこうである。貸付金に対する利息は両端入れ^{りょうたんいれ}といつて、借りた当日と返す当日の両方、つまり足掛けの日数に対して徴収するのが習慣となっている^⑮。さて借金の満期＝返済日に借手が返済不能だとすると返済の繰延が必要になるのだが、通常これは返済日の繰延によって返済を猶予するという方法では行われぬ。返済不能だったとしても返

済それ自体は猶予されることはなく、一度は必ず返済しなければならないのである。しかしその返済のための金がないからこそ、返済期限を延ばしてもらふ必要があるのである。そこで借手はやむを得ず、返済期日の来た借金を返すためにその日に同額を再び新たに借りて、その借りた金で以前の借金を返すという手法で返済するのである。つまり、ここで新たに借用証書を差入て借金をするのであり、文字通りにこれまでの借用証書を書替えるのではない。「書かへを泣きつきて」「返済期限を延ばすための、借用証書の更新」を行うといっても、単純には更新できないのである。なお「書かへ」は「借替」ともいう。

とすると「書かへ」を行う日、借手はこれまでの借金に対しては返済日の利息を支拂うと共に、新たな借入に対しても借入日の利息を支拂わなければならない、つまりこの日借手は二日分の利息を支拂うことになる。このように借替時に利息が重複して躍り上がるので「をどり」というのだが、借手の手元には現金は残らずに、再び同額の借金のみが残される。借金の最終的返済が行われな

い限り、満期日ごとに同じことが繰り返されるのである。実際には利息以外の現金は動かず、書類上拂ったこととして処理するのである^⑧。

貸手にいわせれば、をどりは金融取引きの技術的必要から自然に発生してしまうものということになる。しかし預金と同様に満日数に付利すればそのようなことは生じないのであり、実際に一般の金融機関では一九七三年に、書替の場合には、新たな借入の借入日には付利しないこととして、評判の悪かった踊り歩を廃止しているし、その後も短期金利の調節手段としてこれを利用していた日本銀行も九七年に廃止している。もちろん借手の二度目の借金は最初の借金の返済に全額使われてしまったのだから彼の手には借金しか残らないが、これはをどりの有無とは関係がない。

『大つごもり』の安兵衛の支拂う利息は月利である。月利には原則として日割はなく、日単位での借金の場合は日歩という条件で借りにことになる。月利という条件で借りれば、例え一日しか借りなくても、利息は満一ヵ月借りたのと同じ一ヵ月分を支拂わなければならないの

である。こうした条件では、をどり歩は大きく膨れあがることになる。もっとも日歩であっても数日に一度の借替が行われることになれば同じことであり、三日しぼりでをどりを取る、などというのもそう珍しくなかったようである。²⁰⁾

さて天利とをどりを組み合わせると次のようになる。

「大つごもり」は安兵衛の十圓の借金の返済日であるが返済できないので、彼は書かへを泣きつかなければならぬ。そこで彼は高利かしから新たに十圓を借りるのである。しかしこの十圓からも前と同様、天利が差引かれるから十圓の返済には不足する。そこで最初の借入れの場合とは異なり、今度は利息額を自分で工面して不足を埋めなければ十圓にならないことになる。つまり「をどりの一兩二分」すなわち一圓五拾錢を拂えば借用証書の「書かへ」が可能となる、のだろうか。しかしそうは問屋が卸してくれない。

安兵衛は新たに三月末までの三ヵ月間十圓の借金をするのだが、それは翌元旦から三月末までの分であって、そのためには「書かへ」が行なわれる「大つごもり」一

日のためだけでも十圓借りなければならず、ここで一ヵ月分のをどり利息が発生してしまう。つまり借金は都合四ヵ月分となってしまうのであり、前提によればこのをどりの利息も五拾錢であるから、天利は都合二圓差引かれることとなってしまふ。そうすると安兵衛が借りられることになるのは八圓に過ぎない。つまりは、をどりの五拾錢を加えて二圓を工面しなければ書かへはならず、これでは三之助の餅を買ってやる余裕などなくなってしまふのである。実質利率も右の例よりも更に高くなる。さて誰かが何処かで計算間違いをしたのだろうか。それとも一圓五拾錢は一兩二分というところに何か絡繰があるのだろうか。

さて、ここでもう一度本文を見ると「九月の末よりなれば、此月はどうでも約束の期限なれど」とある。正味三ヵ月の借金ならば十月の始めからでなければならぬ。ということ、安兵衛は「三ヵ月後に返済の約束」の三月しぼりの借金といいながら、実際には九月から十二月まで、足掛四ヵ月間借金したことになるっており、最初に借金が発生した「九月の末」の分としても一ヵ月分の利

息を取られてしまうのである。つまり天利の一圓五拾錢とは実は四ヵ月分の利息だったのである。文字通りの「二重」に支拂う利息ではないにしても実質的には一ヵ月分の利息を余計に支拂わされるのであり、これも躍り上がる利息であることには変わりがなく、高利かしにとつても安兵衛にとつても実質的な効果はをどりそのものである。

をどりとは、本来借替に伴って発生するものだから、借入れや返済の時点では発生しないはずのものである。しかし多くの未拂金の支拂日は月末だから、これまでの未払金の支拂に窮している貧乏人は、月末のつごもりに高利貸から借金せざるを得ないのである。そのため月末のその一日で一月分のをどり歩を拂わされることを承知でも、そうした借金をしなければいけないのである。誠にをどりとは、天利、月利を脇侍とした高利貸の「守り本尊なるべし」といえよう。

このようにをどりは始めから生じていたのであって、従つて一月当りの表面利息は一圓五拾錢の四分の一で月三拾七錢五厘（三・七五パーセント）ということになる。

しかし三拾七錢五厘とは現代ならばいざ知らず、五兩一分などという表現をする当時の高利貸としてはいかにも半端な金額である。

ところが既に見ているように、をどりは「一兩二分」と兩系の単位でも表現されていたのである。そこでこの兩系の単位で計算して見ると、これは四進法であるから四ヵ月で一兩二分であれば、一ヵ月ではその四分の一、つまり一分二朱 \parallel 一分半となり、切りの良い数値になる。あるいは五兩一分よりは四分の一、つまり一朱低い五兩三朱なのであり、つまり三拾七錢五厘は兩系の単位で表せば十兩に付き一分半なのである。

このように計算上は「田町の高利かし」は、五兩三朱で三月しぱりという条件で十圓貸すと約定していたことになる。これが「をどりの一兩二分」と兩系の単位で表現した理由なのではないだろうか。正確に言えば「本来の利息の一兩二朱と、をどり歩の一分二朱」である。実際の利息は、八圓五拾錢の貸付につき三月と一日で一圓五拾錢（約十七・六五パーセント \parallel 年約七十・六パーセント）なのであり、年間では先に計算した利率と同じに

なる。つまりをどりの存在によって表面利率と実質利率との差はさらに大きくなるのである。

大つごもりの安兵衛の新たな借金十兩からは、再び当日のをどり歩一分二朱と一月から三月までの利息一兩二朱、合計一兩二分 \parallel 一圓五拾錢が天利として差引かれるので、安兵衛が実質上借入れることができる金額は前と同じ八圓五拾錢でしかない。これを九月の末よりの借金の返済に当てるとしても、利息分が不足するので、これを峯から借りた現金一圓五拾錢で支拂う。合計十圓で書かへが可能となり、これで三之助の餅を買ってやる五拾錢も残るのである。

「利息分の「をどりの一兩二分」を受け取ると高利かしは新しい十圓の借用証書を安兵衛に差入れさせ、前の借用証書を返すのである。これによって彼の最初の借金は消滅するが、彼のものには名目十圓、実質八圓五拾錢の借金が再び残される。なおこの時に支拂われるをどりは、新たな借金で生じたをどりではなく、初めの借金で生じたをどりである点に注意されたい。新たな借金に対するをどり歩は、三月の返済時の「元金」あるいは更な

る書かへの時の「をどりの一兩二分」の一部分として支拂われることになるのである。繰返しになるが、「をどりの一兩二分」とは、本来の約定利息とをどり利息の兩方を含めて「をどり」と表現しているのであって、決して一兩二分すべてがをどり利息なのではない。

「田町の高利かし」の金利は、右に見たように、をどりなしの五兩一分と等しいことになる。ところで一葉は高利貸の手法やこうした計算には通じていたと思われるので、高利貸の普通の利息は五兩一分であり、十圓を三月しぼりで借りた時の天利は二圓であることはよく承知していたと思われる。ところがそうすると、峯は二圓五拾錢借りないと三乃助に餅を買ってやれないことになってしまいが、この話は峯が一圓札二枚に手を出すというところで成立しているのであり、二圓五拾錢では具合が悪いのである。そこで、高利貸の事情に通じない読者が、単純に三月分の利息は一圓五拾錢であると思っても別に小説の本筋には影響しないし、天利は二圓であるはずと突かれた時は「五兩三朱で三月しぼり」の借金と答えられるような設定をしたのだ、と見るのは穿ち過ぎである

うか。

なお、峯が二圓ならば借りられると受合ったのは、十二月で一年奉公して前借り分の返済が了るのだから、一月分の給金程度ならば借りられるだろうと読んだからであろう。峯に可能な前借りはそれが限度であろう。そこから峯の給金は月二圓と推測される。小林裕子は当時の女中の給金は月に一圓五拾錢程度との資料を示して、そこから峯の給金を月一〜二圓程度と推定しているが、むしろ上のように峯が二圓ならば借りられると受合ったところから、給金は二圓と推定され、資料からも、その推定が大きくは外れていないことが裏付けられるのである。他方では、それによれば二圓は少し高目の設定ということになる。しかし上に見たように、この話は二圓というところで成立しているのである。小林は、他の件では「いちいち金額が挙げられている中で、お峯の給金の額だけが示されていないのはなぜだろうか」と疑問を呈しているが、これは月二圓と推定可能ではあるが、直接そう書くと読者が「吝しほき事も二とは下さから」ぬ山村家にしては高いのではとの印象を持つのを避けるためだったので

はないだろうか。

また、後半部分が残されている手稿（未定稿）では、初め「八百屋の太郎にかしつけのもどり、あれが二十ござりました」とされていたのが「家根屋④の太郎にかしつけのもどり、あれが十五ござりました」と訂正され、従って「残り十三ありける筈」とされていたとのことであるが、初出本文では「十五」が「二十」に戻り「残り十八」と訂正されている。山村家の職業は明示されていないが、「御身代は町内第一」の家、高利貸も兼ねていたことは充分あり得ることである。「八百屋」が「屋根や」に変更されたのは、安兵衛が八百屋であることと意味もなく重複するからであろうが、二十圓と十五圓の間で迷ったのは、職人の借金としては二十圓は、少し金額が大きすぎると考えたからではないだろうか。しかし結局、峯の給金を少し高目に設定したところからも、二十圓の方を採用したのではなからうか。ただこの逡巡のしかたや五兩一分という慣用的な表現から、高利貸は、月利の場合五圓を一単位として貸付けていたのではないだろうかと思われる。因に「大つごもり」の執筆当時、一

葉が高利貸の久佐賀に千圓の借金を申し込んだ時に、久佐賀が申し出た手当が月十五圓である。

ところで国語辞典で「おどり」あるいは「おどりぶ」の項目を引いてみると、大きく二種類の説明に分かれることに気付く。調べた限りでは多くの辞書²⁶⁾では、これまで述べて来たような「借金の証書を書き替える時に支払う、二重の利子」という説明であるが、一部の長めの説明がされている辞書²⁶⁾では同じ出版社のものでこれとは異なり「二十五日を返済日と定め、それまでに返済されない場合は月の残りの日に対しても一月分の利息を取る」と説明されている。これらの辞書の編集者としては、紙幅に余裕がある辞書ではより詳しく説明したつもりなのかも知れないが、しかしこの説明では、踊り歩は借替の有無とは関係がないことになり、内容が異なっているのである。

このように後者の説明はこれまで説明してきたものとは異なっており、もしこの二種類のをどりが同時に課せられるならば、これは大変な実質利率になる。ところが後者のをどりは、理論的には二十五日に書きかへを行な

うことよって避けることができるのである。恐らく後者のをどりは最終的に返済する場合には二十五日を返済日と定めて、しかし多くの貧しい庶民は晦日に得られる収入を当てに返済をしようとしているので、書きかへのない返済月にも更に一ヵ月分のをどりを取るための手法なのであろう。因に二十五日返済説を採用している『広辞苑』に、浮世草子『浮世親仁心気』から「利息を一をどりづつをどらせ、一年十二ヵ月に十七ヵ月の利をとって」との言が引用されているが、大つごもりから翌年の大つごもりまでの単純な三月しほりならば十六ヵ月分のはずである。これは返済のある十二月は二十五日を返済日としてもう一をどりさせ「十七ヵ月の利をとって」いたことを語っているものと思われる。

同じく二十五日返済説を採用している『日本国語大辞典』では、本文では返済月の晦日に返済されることを想定して説明して、書きかへには言及していないのに、用例では、「三日縛りと定め月に十度の倍利（オドリ）とし」、あるいは「書替へるとおっしゃるなら書替へてもようござりまするが、をどりはまけて下さいませうね」

などを引用し、書きかへの場合が示されている。

何れにせよ「二十五日返済」は、かなり強引に派生的なをどりを生む手段なのであって、をどりの本筋は書きかへに伴うものであると考えられるのであるが、高利貸の言い分としては、返された金は再び別の貸付に用立てられなければならないが、そのためには晦日より早く返済されて手許に現金が確実に準備されていなければ次の貸付が不可能になり、それによって一月分の利息を失うことになる、というものでもあろうか。しかし貧乏人には返済金は中々工面できずに、二十五日までに返済することは先ず不可能であることを見越しており、ここで更に利息を搾り取ることが目的なのであり、名目五兩の借金に対して、返済時には五兩一分を返さなければならぬ事になる。もし二十五日までに返済されてしまっても、それはそれで次の貸付に廻してそこからをどりを取ればよいまでのことである。もちろん一葉は二十五日返済のをどりも知っていたであろうが、『大つごもり』には二十五日返済を直接に窺わせるような文言がない。あるいは「此月は何うでも約束の期限なれど、……此月末

に書かへを泣きつきて」の「此月」と「此月末」という表現の違いは、「高利かしの求める此月の二十五日まで」と「書かへの行なわれる此月末」との違いを示唆していると読めなくもない。何れにせよ安兵衛はまだ借り続けるしかないの、「書かへを泣きつきて、をどりの一兩二分を」拂うしかないのであるが、屋根やの太郎に貸付のもどりが十五、あるいは二十と切りの良い数字になっている点からも、山村家では二十五日返済は採用されていないようである。これは小説の中に読者が首を捻るような中途半端な金額が出るのを避けたからであろうが、しかもそうすることによって、「代々堅氣一方に正直律義を真向にして」と自負している山村家では、吝嗇ではあってもそのような阿漕なことまではしていないのだ、ということを示唆しているようにも見える。

ところで、江戸幕府は一七四一年には利息の上限を年利一割五分と定め、更に一八四二年に一割二分と厳しくしており、表面上は現代よりも余程低い利率となっているが、恐らくこれは大名等に対する貸付の表面利率であろう。高利貸はお上に対してこれを守ればお目こぼしに

与かることができ、実質利息を高めるために表面利息をできる限り低く見せ、天利やをどりを初めとして、様々な口実や手法を考案しては相当な高利を得ていたのではなからうか。低い法定利息の存在は、むしろそんなに低い利息の高利貸は実際にはいないはずだということを示唆してくれる。

明治期の高利貸の実態については詳しい資料は見当たらないが、『日本百科大辞典』²⁷⁾によれば、利率は五兩一分が普通だが、年末は一割以上になることが多く、その他手数料を始めとして用紙代、印紙代等様々な名目で金額が差引かれ、百圓借りても実際には七十圓前後と記されている。これから見ると「田町の高利かし」は高利貸としては良心的な方だったのではないだろうか。あるいは高利貸の阿漕さは小説の主題とは大きく関わらないので、敢えてそこは目立たなくしたのかもしれない。

〈注〉

(1) 『樋口一葉全集 第一巻』筑摩書房、一九七四年。ル

ビは、必要なもの以外は省略した。底本は『太陽』。脚註によれば初出の『文學界』では「峯」の表記は「峰」

と混在しているようである。

(2) 『全集 樋口一葉①』小学館、一九七九年。

(3) メートル法を採用。一八七五年「貨幣条例」と改称。

(4) gold standard system. 金が貨幣の基準となつてい
る貨幣制度。金貨の購買力は、商品としての金の素材価値によって規定されている。

(5) これは、米国が近年中に金本位制になり、その場合に一圓は一米ドルと等価となることを企図したものであったが、金本位制の正式な採用が遅れ、メートル法を採用するとの思惑も外れたため、等価とはならなかった。

(6) 実際の金貨には一割の参和銅が含まれるために、これよりは重い。

(7) 一圓銀貨は、時期によって純銀約二四・三から二四・五グラムを含んでおり、一九七六年までは、銀貨百圓＝金貨百〇一圓。短期間に変動しているのは、金銀比価変動の影響を調節しながら、洋銀と呼ばれたメキシコドル銀貨一ドル＝日本銀貨一圓とするための措置であったが、うまくいかなかった。なお一八九七年、再び本格的な金本位制が制定されたが、この間銀価値は金に対して減価し続け、ほぼ二分の一にまで減少したため、圓の金量は以前の二分の一へと平価切下となった。

(8) 本位貨幣の流通を補助する小額貨幣。購買力はその素材価値よりも高く、額面によって規定されている。現在流通している硬貨は、この系譜に属する。

(9) 本位貨幣である金貨との交換(兌換)が保証されていない紙幣。政府が発行し、政府紙幣、国家紙幣とも呼ば

- れる。本位貨幣よりも購買力が下がることが多い。
- (10) 明治政府も二分金、一分銀、一朱銀、等を製造発行したが、これらは品質が悪くすぐに廃止された。
- (11) さらに寛永通宝一貫文を一圓と等価と定め、一文銅貨を一厘とした。これは法的には一九五三年まで通用した。
- (12) 一圓と一兩が等価で流通したのは一般的には紙幣に關してであり、金属貨幣の市場相場は異なっていた。
- (13) 国立銀行(實際は国立ではない)が発行する、金貨との兌換が保証されていない一種の紙幣(初期は兌換券であった)。本位貨幣よりも購買力が下がることが多い。現在流通している紙幣は、日本銀行が発行している不換銀行券であるが、現在は本位貨幣自体が存在しない。
- (14) 日本銀行が、額面と同額の銀貨(貿易銀)との兌換を保証して発行する、一種の紙幣。購買力は銀貨と等しい。
- (15) 一八九八年に貿易銀が通用停止となったため、以後は不換銀行券となったが、法的には一九三九年まで通用した。但し一圓券に限り、法的には現在も通用する。なお、上述の圓額面の不換紙幣、国立銀行券は一八九九年に通用停止となった。
- (16) 『日本百科大辞典』第二卷、三省堂、一九〇九年(復刻版、名著普及会、一九八八年)。なお一八七七年制定の「利息制限法」では、百圓未満は年二割、百圓以上千圓未満は年一割五分、千圓以上は年一割二分であったので、月五パーセント(五分)は法外な高金利である。
- (17) 明治初期には「半圓」紙幣や「半銭」銅貨が実在し、「半圓」という呼び方は当時の人々にとっては自然なものである。
- (18) 預金に対する利息は片端かたは入れまたは片落かたおとしとい、引下し日には付かない。つまり満日数に対して付利される。もし利息すら拂えなければ、その分が貸付額に追加され利息に利息が付く複利となる。ここでも天引きとどりは適用されるし、後にみるように月利の貸付の最低単位はおそらく五圓ではないだろうかと思われ、不足分だけという訳にはいかないであろう。日歩の場合の最低単位はより小額ではないだろうか。
- (20) 『日本国語大辞典』第三卷、小学館、一九七三年。
- (21) 小林裕子『樋口一葉を読みなおす』(學藝書林、一九九四、一〇六頁および一二四頁註3)。
- (22) 小林、同上、一〇六頁。
- (23) 前掲『樋口一葉全集 第一卷』。
- (24) 本文の註記によれば、初出の文學界でも「家根屋」(傍点井汲)とされており、これは一葉の誤記と思われる。
- (25) 三省堂『国語辞典』第四版、『新明解国語辞典』第六版、『辞海』初版、新潮社『改訂新潮国語辞典』改訂初版、岩波書店『国語辞典』第六版、講談社『カラー版日本語大辞典』第二版、等。
- (26) 岩波書店『広辞苑』第六版、三省堂『大辞林』初版、小学館『日本国語大辞典』第二版、『大辞泉』初版、等。なお『大辞泉』には、現代の踊りについて説明している「踊り利息」という小見出しがあり、こちらの方では、本論で説明したような説明がなされている。
- (27) 前掲『日本百科大辞典』第二卷。